

平成30年11月16日

コミュニティオプティマム福祉ユニット座間

代表 飯田由美様

座間市長 遠藤三紀夫

平成31年度予算に関する要望書について

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より市政に御協力をいただきありがとうございます。

平成30年10月1日付けで提出された文書については、市民提案と明記されていましたが、団体からの要望等については、「陳情・要望」として受け付けているため、「陳情・要望」として対応します。

1. 放射能対策について

東日本大震災発生、福島原発事故から7年半、廃炉作業のなかで、突発の放射性物質の放出の可能性も危ぶまれます。平時の測定があつてこそ異常時の数値が認識できます。また、流通しているすべての食品が検査されているわけではありません。

周辺自治体、海老名市、綾瀬市、大和市、厚木市、伊勢原市、秦野市、相模原市では、大気中の測定と給食食材の測定を実施しています。その中で、座間市は両方の測定を行っていません。市民の生活の安心のためには空間・給食食材の測定に取り組む市の姿勢が重要です。

①市として測定器を保有し、市内(特に子どもが使用する施設)における、空間・土壌中の放射能の定点測定を継続的に実施する。

(回答)

空間放射線量については、これまで市内において高い数値が測定されなかったことから、現時点で継続的に測定する計画はありません。今後も、国や県の動向を把握し、関係法令の改正など新たな放射能対策が示された場合は、必要な対応を行います。

(環境政策課)

②市として測定器を保有し、市民への測定器の貸し出しを実施する。

(回答)

空間放射線量については、これまで市内においては高い数値が測定されなかったことから、放射線測定器の新たな購入や貸出しを行う予定はありません。

(環境政策課)

③学校給食食材の放射性物質の測定を実施し、結果を公開する。

(回答)

学校給食の食材については、食品衛生法に基づき「食品、添加物等の規格基準」及び「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」が定められています。この基準値を上回る食品は食用に供されることのないよう規制されており、市場に流通しない仕組みになっていることから、安全な食材が市場に出回っていると考えています。

このため、市では、給食使用食材の産地公表は行っていますが、食材の放射性物質の検査は行っていません。また、給食調理現場では納入された食材の産地を確認し、納入された野菜類、果物類は十分な洗浄を行って調理しており、安全な給食を提供できていると考えています。

(学校教育課)

④土壌・食品の放射性物質の測定を実施している市民測定所との連携、そこへの支援を行う。

(回答)

空間放射線量については、これまでの市内の測定結果からは高い数値は測定されませんでしたので、市民測定所との連携や支援を行う予定はありません。

(環境政策課)

2. 省エネ・再生可能エネルギーの推進について

原発事故を教訓に、省エネルギーと地域分散型の再生可能エネルギー普及、温暖化対策として化石燃料の削減が必要です。また、県では、再生可能エネルギーの普及やエネルギーの地産地消を目指し、農業と太陽光発電を組み合わせた営農型発電（ソーラーシェアリング）の普及拡大を進めています。エネルギーの地産地消と農地を守り、農業振興の観点からも、環境・農政の横断的な政策連携が不可欠です。

①省エネ対策は自治体が率先してこそ、家庭や事業所等へと波及していくものとする。庁舎をはじめ学校、図書館など公共施設の照明設備を長寿命で省エネルギー効果の高いLED照明を、負担の少ないリース方式で更新を図る。

(回答)

省エネルギー効果の高い LED 照明器具への更新、設置方式について、今後、検討します。
(教育総務課)

市庁舎の照明については、リース方式での LED 照明機器の更新を計画しています。
(財産管理課)

②小・中学校等災害時の避難所となる公共施設の自主電源確保は必須である。災害が頻発する現在、年次計画をもって、災害時の避難所への太陽光パネルの設置をすすめる。

(回答)

災害時を想定した太陽光パネルの設置については計画していません。停電に備え、大小の発電機を多数整備しており、可動に係る燃料の確保についても協定等を締結しています。
(危機管理課)

③ソーラーシェアリングへの理解を深め、その普及を進めるためのセミナーや学習会を開催する。

(回答)

太陽光発電システム普及のため、補助金の支給など、可能な範囲で対応しています。ソーラーシェアリングの普及啓発については、現時点で行う予定はありません。
(環境政策課)

3. 学校給食における地産地消の推進について

2022 年には現行の生産緑地法が施行されてから 30 年を迎え、多くの生産緑地が解除されることが予想されます。座間市においては、農地のうち生産緑地は 15%ほどですが、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等、多面的な機能を持つ貴重な農地が減少しないよう、市の農地保全への取り組みが重要となります。特に地産地消の拡大と食育という観点から学校給食の座間産農産物の供給に力を入れていくことが必要です。

①保育園、小・中学校における給食での座間産米の使用を進める。

(回答)

学校給食における座間産米の使用については、栄養士、JAさがみ、生産者等の関係機関と調整を図りながら検討します。
(学校教育課)

保育園における座間産米の使用については、栄養士、JAさがみ、生産者等の関係機関と調整を図りながら検討します。

(保育課)

②農地に、「学校給食供給農地」等の看板を設置し、児童生徒、地域の市民への周知を図り食育の効果を高める。

(回答)

市内の農作物については、学校給食専用の圃場はなく、JAさがみ等にも出荷しています。また、看板を設置する場合は、昨今の台風等による風雨に耐える品質が求められ、設置後には、巡回し建付けや傷み具合を確認するなど継続的な維持管理が必要となります。費用対効果を考えると看板の設置は難しいと判断しますが、安全・安心で顔の見える農畜産物を市民の皆さんに提供する「地産地消」の推進については、今後も引き続き取り組みます。

(農政課)

4. 石けん使用の推進について

合成洗剤による人体への悪影響、合成洗剤の使用による河川の汚染など、市民の健康・次世代を担う子ども達への影響（皮膚障害・内臓障害・発がん作用など）・環境汚染が心配されます。毎日使われている洗剤による身体や環境への悪影響について、知らずに生活している市民が多いと思われます。また、座間市は「貴重な地下水」を持っています。市民や水を守るために、市民への周知徹底の強化が必要です。

すでに大和市、海老名市、相模原市、川崎市、藤沢市など、給食現場において石けんの取り組みをしています。座間市も、早急に課題解決に取り組んでいくことを望みます。

①公共施設、保育園、小中学校での石けん使用を薦めると共に、合成洗剤と石けんの違い、石けんの使いこなし、水公害、人体に及ぼす影響、香害などを勉強する機会を作り、多くの人たちに周知する。

(回答)

公共施設、保育園、小中学校については、ひまわり環境システムにて周知していますが、市民については今年度の広報で周知を行います。

(環境政策課)

②リンを含む合成洗剤や分解性の低い合成洗剤の使用を制限し、分解性の高い石けんへの転換及び合成洗剤の使用の減量を行う。

(回答)

公共施設における石けん使用の推進については、「神奈川県洗剤対策推進方針」を準用し、継続的な対応をします。

(環境政策課)

5. 子育て支援について

晩婚で配偶者が外国人、子どもが就学前で親の介護がある方もいます。子育て関係だけでなく介護についての相談もしたいが、どこへ相談に行けばよいのかわからないとの相談も受けます。それぞれ担当窓口が異なる現状ですが、子育てをしている家庭を助ける意味でも、市民が期待している総合的に相談に乗ってくれるコンシェルジュやネウボラざまりんの充実に期待します。

①子育て中の保護者が身近で気軽に行きやすい、子育て支援センターや地域の子育てサロン等各地域の公共施設において、出張型の相談を実施し保育コンシェルジュの柔軟な活用を進める。

(回答)

子育て中の保護者が身近で気軽に相談できる機会を設けるため、今後、保育コンシェルジュの出張相談について検討を進めます。

(保育課)

②出張型相談の実施により、各地域での制度の周知を図る。

(回答)

「ネウボラざまりん」は、子どもや子育てに関する知識のある保健師等を配置していますので、同所において専門外の相談に応じることは考えていませんが、相談先となる担当窓口の案内は可能です。

出張型相談については、市内各駅駅前の子育て支援センターを整備する計画を進めているほか、市内各保育園において育児相談事業を実施するなど、各地域の相談場所の充実に努めており、現状では出張型相談の実施については検討していません。

(子ども政策課)

6. 病児保育・病後児保育について

①病児保育・病後児保育に対応した保育場所を確保する。

(回答)

病児保育・病後児保育に対応した保育場所の確保については、市民が利用しやすい場所で実施できるよう取り組みを進めます。

(保育課)

②事業所内の病児・病後児保育への働きかけを行う。事業所内における推進の1つとして、市役所内で試みる。

(回答)

病児・病後児保育の実施については、事業所内保育実施事業者を含め、民間事業者への働きかけを行います。

市職員を対象とした市役所内での事業所内保育については、実施の予定はありません。

(保育課)

7. 産後の家事育児支援ヘルパー派遣について

出産の高齢化や祖父母の就労率の高まり、もしくは介護で頼ることが出来ず、不安や孤独のなかでストレスを抱えながら産後の育児を行っているケースも増えています。

①母親が孤独にならないよう保健師の訪問のほか、家事支援ヘルパーの派遣を実施する。

(回答)

産後に限らず、育児に関する不安や悩みについては、随時相談業務において対応しています。

虐待の恐れやそのリスクを抱える家庭等を対象に、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行いながら、育児及び家事等を支援する「養育支援訪問事業」を実施していますが、家事支援ヘルパー事業の実施については検討していません。

(子ども政策課)

市においては、出産後4か月までのすべての乳児の家庭に、訪問員として保健師、助産師、看護師等の専門職が新生児訪問や乳児家庭全戸訪問事業として訪問を行っています。その際には、産後の母の育児不安、精神状況、児の発育発達状況などを的確に把握し、母子保健の立場からきめ細かい保健指導を行い、必要な産後ケアサービスや子育てサービスの情報提供を行っています。

また、先の訪問事業の結果、母の不安が高く適切な養育が継続できない可能性が想定されたり、適切な養育環境が整っていないため養育困難となる可能性が見込まれたりなど、継続的な支援等の介入が必要な家庭については、訪問員から地区担当の保健師が引継ぎ、継続的に支援を行っています。

これからも引き続き、妊娠期から出産、子育て期にかけての切れ目のない支援について研究します。

(健康づくり課)

8. 子育て世代の経済的負担軽減について

市が委託をしているファミリー・サポート事業については児童扶養手当受給者に対して、利用料の半額を補助しています。しかし、ファミリー・サポート事業の規定から外れる時間を利用したい方や、歩いて数分の保育園の送迎だが市外の保育園のため、等の理由でファミサポを断られたひとり親の方は、ファミリー・サポート事業の紹介で市内のNPOのサービスを利用しています。

①ひとり親家庭の派遣型保育サービスの利用にあたり、ファミリー・サポート事業以外のサービス利用においても、子育て世代の経済的負担軽減となる利用者への補助を行う。

(回答)

現在、ひとり親家庭への保育サービスは、ファミリー・サポート事業があり、児童扶養手当受給者等の方の利用料を半額にし、利用しやすい料金設定としています。ファミリー・サポート事業以外には、ひとり親家庭等日常生活支援事業があります。この利用に際しての負担金は、1時間あたり生活援助150円、子育て支援70円（生活保護・非課税世帯は負担なし）です。

利用者の経済的負担の少ない本事業について、受託団体の協力も得て、更なる周知に努めており、他の事業の補助については考えておりません。

(子ども育成課)

9. 指定障がい福祉サービス利用の自己負担1割の免除について要望します。

自己負担1割のある方はその負担能力があると判断されてのことです。しかし、自己負担が発生し周囲へ迷惑をかけてしまうと考え、福祉サービスを利用しないケースもあります。

(回答)

障がいのある方にとって必要なサービスを御家族との話し合いを含めて、相談支援事業所や市ケースワーカーが個々に対応しています。

自己負担1割については、現状で御理解願います。

(障がい福祉課)

10. 役所や公的セクターにおいて、障がい者の雇用、体験の機会を要望します。

平成30年4月から、障がい者の法定雇用率の引き上げとなりました。「仕事がしたい」と思いながら、機会に恵まれない方が座間市内にも多くいます。法定雇用率をクリアするのみでなく、雇用の拡大を要望します。

雇用に繋がらない場合でも、体験者は公的な環境で一定期間の職場体験は大きな自信になります。また、雇用側は、障がい者の理解が深まり、雇用への準備が進むと考えます。

(回答)

実習体験は、障がい者にとって就労のイメージを具体的に持つ良い機会であり、企業側にも障がい者の理解を深める機会になると認識しています。

障がい者の雇用促進については、今後も各関係機関と連携していきます。

(障がい福祉課)

現在、身体障害者手帳を持った方を対象とした採用試験を行っています。

障がいを持った方を任用する場合、本人と周囲の職員双方がお互い理解し、働きやすい環境を整備する必要があります。そのため、神奈川県労働局で開催されている研修等を職員課の職員が受講し、障がい者雇用についてのノウハウの取得に取り組んでいます。

また、職場体験については、体験業務の精査や受け入れのための環境整備が課題と捉えており、引き続き、障がい者雇用に係るノウハウ取得に取り組み、環境整備に努めます。

(職員課)

11. 障がい者の雇用について、自立支援協議会の就労部会の再開を要望します。

障がい者の雇用のあり方について、当事者・家族・行政・各団体（就労支援事業所、相談支援事業所等）が同じテーブルで話し合う機会を作ることを要望します。

(回答)

平成30年8月に開催された自立支援協議会において、部会は、相談支援部会、防災対策部会、権利擁護部会の三部会とすることが決まりました。

障がい者の就労に関しては、今後も、各関係機関と連携していきます。

(障がい福祉課)

12. 障害者優先調達推進法の取り組みのさらなる拡充を要望します。

庁内各課からの作業委託が作業として困難ではないかと思われる作業も可能な場合が多くあります。作業委託が拡大することで、障がい者の仕事への意欲・自信が高まり、各課の労働時間の短縮に繋がることを踏まえ、定期的に庁内への周知を要望します。

(回答)

障害者優先調達推進事業は、毎年、市内の障がい者就労支援施設等から取り扱い物品や役務についての調査を行い、取りまとめ、庁内への周知を年度当初と予算編成時期の二回行っています。周知にあたり、依頼文書を渡すだけでなく庁内掲示板を活用し、事例や作業風景の写真等も掲載しています。

このことにより、年々、調達実績は増加傾向にあり、今後も、同様な周知活動を行います。

(障がい福祉課)

13. 精神障がい者のグループホーム設立の支援を要望します。

グループホームの設立は、地域生活の確保・充実は必要不可欠です。まだ、座間市内のグループホームは、不足しているのが実状です。国や県の補助金のアドバイスや座間市独自の助成の方法の検討、地域の情報提供等の協力とともに、相談、調整の機会を要望します。

(回答)

精神障がい者のためのグループホームの必要性和不足している現状も把握しています。市としては、今後も、民間活力を基本として、地域における居住の場であるグループホームの充実に努め、設置に当たっての相談、調整等の支援を続けていきます。

(障がい福祉課)

14. 地域活動支援センターの補助の拡大を要望します。

地域活動支援センターでは、創作活動又は生産活動の機会提供のみならず、日常生活の相談や就労支援、地域住民とのふれあいなど幅広い活動を行っています。それらの活動の中、個々の障がい特性に配慮し、個別の支援が必要とされています。職員配置に関する補助等を要望します。

(回答)

地域活動支援センターへの補助金については、現状で御理解願います。

(障がい福祉課)

15. 小規模デイサービス（地域密着型通所介護）利用者の実態把握について

通所介護事業は生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、2016年4月から利用定員18人以下の事業所は、都道府県の指定から市区町村が管轄する「地域密着型通所介護」に移行されました。また、2018年4月施行の介護保険法の一部改正では、市は介護保険事業計画に定める見込み量に達している等の理由から指定をしないことができるとされました。小規模デイサービスはご利用者に目が届きやすく、個々の特性やニーズを把握し、地域性を生かしたきめ細やかなケアを行う事ができるという点で、大規模との違いは明らかです。特に大きな集団に馴染めないという方や、些細な変化にも混乱しがちな認知症の方々にとっては、家庭的な規模で人間関係を形成しつつ、心身ともに生活の質を維持させていくという小規模デイサービスの果たす役割は大きいものと考えます。

①小規模デイサービス提供事業者に特化した、利用者の介護度維持や、様々な事例等について調査し、その実態把握に努める。

(回答)

地域密着型通所介護事業所の利用者の実態把握については、次のとおり実施しています。

①各事業所で開催される運営推進会議へ参加することによる実態把握

運営推進会議の目的は、提供しているサービス内容等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会として設置が義務付けられています。サービスの利用状況や、構成員（利用者、利用者の家族、地域住民の代表、介護保険課職員又は地域包括支援センター職員、提供サービスについて知見を有する者。）から評価や要望、助言を受けることにより、地域との連携を確保し、かつ、サービスの質の確保・向上を図ることを目的としています。

②各事業所の実地指導における実態把握

実地指導の目的の一部には、自立支援に向けた利用者本位かつ適切なケアプランの作成による適正なプロセスの確保、高齢者虐待防止及び身体拘束廃止の取り組みの推進、及び地域における専門的知識（認知症高齢者の理解の促進）の地域への還元、事業所が地域の高齢者の活動拠点となるような積極的取組の促進などがあり、必要に応じ実施をしています。以上の2つの主な取組みを通じて、利用者の実態把握について努めています。

（介護保険課）

16. 災害時の避難について

近年の大規模災害は、地震ばかりでなく、豪雨、長時間の大雨、洪水、土砂崩れ、竜巻など、今までの経験を上回る被害をもたらしており、犠牲者を出しています。自治体ではハザードマップを作り、地域住民に危険性を知らせ、命を守る行動を促しています。西日本の洪水土砂災害では、犠牲者の8割が避難行動要支援者でした。

以上のことから、他府県の被害状況を教訓にし防災に取り組むこと、特に高齢者や障がい者など避難行動要支援者が安全に避難できるよう体制をつくることが重要です。

①避難情報は、わかりにくい行政用語を使わず、誰が聞いても理解できる言葉で発信すること。

（回答）

防災行政無線、いさまメール等による情報伝達については、分かりやすい内容で発信するよう努めます。

（危機管理課）

②洪水・がけ崩れの際のコミュニティセンターや公民館3館等の避難所開設は、災害の大小にかかわらず、どの地域（洪水の際の新田宿・四ツ谷コミュニティセンターは除く）にも行う。

（回答）

風水害時に避難施設を開設する場合は、気象状況等から対象地域を検討し、選定します。河川の洪水、土砂災害への危険性が無い地域及び雨量予想等が基準に満たない場合等は、避

難場所の開設はしません。

(危機管理課)

③避難所を開設しない時、あるいは閉める時は、市民に分かりやすく理由を説明すること。

(回答)

避難場所等を開設及び閉鎖する際は、情報発信します。

(危機管理課)

④避難所が遠い地域においては、近くにある公共施設を避難所として利用可能にする。

(回答)

避難場所等を開設する際は、市では原則、予め指定した避難場所等を開設します。避難場所等への移動が困難な場合は御家族や地域の方の協力を得て避難してください。

ただし、大規模地震等により市で指定した避難所の収容を超過する場合は、その他の公共施設等に避難いただき必要な支援を行います。

(危機管理課)

⑤市主催の防災訓練は、避難所ごと等、各地域での参加型の実践的な訓練に切り替える。

(回答)

市では年1回、市内小学校を利用して総合防災訓練を実施しています。当該訓練は煙体験、炊出、消火訓練等、市民の方も体験できる参加型訓練としています。また、平成26年度から避難所単位で避難所運営委員会の設置を進めており、地域住民が主体となった避難所開設訓練を行っています。

(危機管理課)

17. 子ども貧困対策について

就学援助の支給は、必要な時に支給することが重要です。大和市、海老名市、八王子市等他市においては、必要な当事者の立場に立ち支給時期を早めています。また、中学校給食が全校実施となったことから、申し込みしやすい工夫が必要です。

①就学援助費「新入学児童生徒学用品費等」の支給を前年度の可能な限り早期に、他の「給食費」等についても支払期日に間に合うよう実施する。

(回答)

新入学学用品費等の前倒し支給（入学準備金）については、今後実施に向けての準備を進めます。

給食費については、小学校10校では、1学期のみ保護者に対し後払い支給をし、2学期

以降は保護者の口座引き落としを中止して、学校へ支給額分を振り込んでおり、保護者負担を軽減しています。また、中学校全校・小学校1校においては、年間3回に分けて後払い支給する形をとっています。給食費の集金方法が違うこともあり、現状で御理解願います。

(学校教育課)

②給食費助成対象者の中学校給食喫食率をとらえ、対象者の実態把握に努める。

(回答)

中学校給食の申込については、各家庭の判断で行っています。家庭から持参したお弁当を食べるのか、中学校給食(選択式)を食べるのかについて、各家庭で判断し、中学校給食を選択する場合には申し込みをしていただいている状況です。学校訪問の折には、中学校給食の様子を丁寧に観察したり、学校長から給食時の様子を細かに聴取しています。また、生徒が昼食をきちんととっているかどうかについては、担任が日々の生活の中で確認しています。

(学校教育課)

③中学校給食費用の支給については現物給付に変更する。

(回答)

市の中学校給食は選択式であるため、現物給付は難しいものと考えます。現状で御理解願います。

(学校教育課)

18. 生活困窮者自立支援対策について

生活困窮者自立支援対策の要は、就労であり、当事者の状況にあった就労先を準備することが重要です。受け入れ先が広がるよう、積極的な取り組みが必要です。

①就労体験・訓練の受け入れ企業や事業所に対し、市独自の優先調達や税制優遇を図る。

(回答)

無料職業紹介事業では、求職者の状況に応じて雇入事業所等への各種雇用安定助成金制度の案内・説明を行っています。

(生活援護課)

②指定管理施設等の可能なところから、就労体験・訓練の受け入れを追加する。

(回答)

「就労体験・訓練の受け入れを追加する。」の意味するところについて不明ですが、受け入れ可能な業務かどうか判断できないうちから、予め指定管理の条件として就労体験・訓練の受け入れを追加することは現状では困難であると考えています。

(生活援護課)

19. 危険なブロック塀等の対策について

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震に際し、小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の児童の尊い命が失われるという痛ましい事故が発生しました。この事故後、座間市においても、所管する施設等の調査を早期に実施し、必要な対策が成されたと理解しています。また、市は今年9月、危険なブロック塀の撤去等に新たな補助制度を設けました。民有地のブロック塀等の安全性については、所有者による適切な管理が基本です。しかし、高齢化や空き家などが増えている中、現実的には安全管理や必要な改善への取り組みは難しいのが現状です。そこで、新たな補助制度の活用を活かす上でも、民有地におけるブロック塀等の施工の適正判断や、老朽化したブロック塀等の改善に向けて、市の積極的な働きかけが重要と考えます。

- ①老朽化したブロック塀は、地震時に倒壊し、通行人に被害を及ぼす恐れがあるだけでなく、緊急車両や消火活動、避難・救援活動の妨げになる可能性もあることから、通学路に限らず、市が積極的に倒壊の恐れのある個所の把握に努め、所有者に対し改善への周知を図る。

(回答)

現在、市のホームページで国土交通省が発表した既存のブロック塀等に対する安全点検のためのチェックポイントを掲載し注意喚起しています。今後は、危険ブロック塀等撤去補助制度について、様々な機会をとらえ積極的に制度の周知を図りたいと考えています。

(建築住宅課)

- ②市はブロック塀の点検のチェックポイントについて、市ホームページに掲載し、所有者へブロック塀の自己点検を促しているが、同時に相談窓口を設置し、所有者の求めに応じ市が出張判断するなど、迅速な対応・改善に努める。

(回答)

ブロック塀等に対する相談は電話や窓口で受けています。なお、技術的な判断や現地調査を伴う場合には、有料となりますが、神奈川県建築士事務所協会座間支部と連携し紹介を行います。

(建築住宅課)

20. 座間駅前および周辺の活性化について

近年、座間駅周辺の空き店舗の増加は顕著であり、人々の交流や消費動向も減少し、商店街及び地域の魅力や活力が低下していることが懸念されます。また、昨今は駅ロータリーに隣接する店舗閉店により、夜間は暗く防犯上にも課題があります。市は自治体名を象徴する「座間駅」及び周辺の活性化に向けて、まちづくりの観点からも改善にむけた積極的な取り組みが必要と考えます。

①座間駅前および商店街の活性化に向けて、事業者はじめ住民を交え、多様な関係者・団体と早期に協議の場を設ける。

(回答)

自治体名が冠される座間駅の周辺地域の魅力や活力の回復は必要であると認識しています。歴史的背景、時代の流れ等を勘案しながら、座間駅周辺地域が目指すべき在り方等について、敷地の地権者、地域住民、商店会、関係団体等と協議する場を設けていきます。

(商工観光課)

②防犯上から座間駅前ロータリーの夜間照明度の対策を図る。

(回答)

要望箇所は私有地であることから、地権者の判断の下に、必要に応じた様々な対策を講じていただきたいと考えています。

(市民協働課)

③市内各駅周辺の空き店舗活用を図るための具体的方針を持つ。

(回答)

市では、平成28年度に座間市創業支援事業計画を策定し、当該計画の柱事業として、空き店舗を活用して事業を営もうとする創業者や事業者が行う内外装工事費や法人登記に要する登録免許税、事業用設備購入費等の創業準備費の補助事業を実施しています。今後とも地域活性化の取り組みとして制度の周知をしていきます。

(商工観光課)

広聴担当 市民部広聴人権課

電 話 046-252-8146 (直通)